

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A県B市所在のC会社Y工場（以下「事業場」という。）に雇用され、組立工として組立作業に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日午後4時頃、事業場の工場内の通路を歩いていたところ、同僚が運転するけん引車がけん引していた台車が請求人の腰部に当たり、前向きに転倒した（以下「本件災害」という。）としている。請求人は、負傷後、事業場内の診療所に受診したところ、腰のエックス線写真を撮るように勧められ、同月〇日D病院に受診し「腰部打撲傷、頸部捻挫」と診断された。

請求人は、平成〇年〇月頃から首と左肩に痛みが出るようになり、同年〇月〇日E診療所に受診し「左肩、頸部痛」と診断された。

その後、複数の医療機関に受診し療養していたが、平成〇年〇月〇日F整形外科に転医し「頸椎椎間板ヘルニア」と診断されて加療を続けた結果、同年〇月〇日治ゆ（症状固定）と診断された。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級の9に該当するものと認定し、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超えるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、医証から、決定書理由第2の2の(2)のイないしエに説示するとおり、せき柱（頸部）の運動障害、肩関節の機能障害及び頸部から左小指までの疼痛等の神経障害であると認められる。

(2) 上記各残存障害に関する障害等級について検討すると、以下のとおりである。

ア せき柱（頸部）の運動障害については、頸部の主要運動（屈曲・伸展、回旋）の可動域をみると、G医師の可動域測定結果及びH医師の可動域測定結果は、それぞれ決定書理由第2の2の(1)のキの(カ)あるいは(オ)のとおりであり、同第2の2の(2)のイに説示するように、参考可動域角度の2分の1以下に制限されていないことから、障害等級には該当しないと判断する。

イ 肩関節の機能障害については、左肩関節の可動域をみると、G医師の可動域測定結果及びH医師の可動域測定結果は、それぞれ決定書理由第2の2の(1)のキの(カ)あるいは(オ)のとおりであり、健側の右肩関節の可動

域角度の4分の3以下に制限されていることが認められる。

しかしながら、請求人の左肩関節の可動域制限について、I医師は、「受傷から4か月も経って左肩の症状が出ていることから、受傷との関連性は無く、通常の肩関節周囲炎（私傷病）と考える。」旨の所見を述べており、同第2の2の（2）のウに説示するG医師の「理学的に上肢に腱反射異常は認められない。」「左肩関節の可動域制限の原因は不詳である。」旨の所見及びJ医師の「C5、6の変形性変化、椎間板狭小、ルシュカ関節の変化等があり、関連して肩甲部、上腕に疼痛と筋力の劣化を発症することが想定され、肩関節可動域の減少を生ずるものと考え。」旨の所見、さらには、請求人自身がE診療所に受診した際「以前肩が痛かったことがある。」と申述していること等に鑑みると、当審査会としては、I医師の所見は妥当であると思料するものであり、請求人の左肩関節の可動域制限については本件災害に起因するものとは認められないと判断する。

ウ 頸部から左小指までの疼痛等の神経障害については、決定書理由第2の2の（2）のエに説示するとおり、医証を総合的に勘案すると、療養の経過及び傷病の状態等から障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に相当するとの審査官の結論は妥当であると判断する。

エ 以上のことから、当審査会としても、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められないものと判断する。

（3）なお、請求人の主張及び提出された資料を子細に検討したが、上記結論を左右するものは見出すことができなかったことを付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。